

「MICHAEL JACKSON」不競法違反及び商標権侵害を含む契約無効確認等請求事件：
東京地裁平成25(ワ)23293・平成27年8月31日(民29部)判決<請求認容>
▶特許ニュース No. 14093

【キーワード】

著名死者の氏名権・肖像権，委任契約書の真偽，遺産財団の地位，表示による役務の品質・内容の誤認（不競法2条1項13号），商標権の侵害（商標法36条1項）

【事案の概要】

【主 文】

- 1 原告マイケル・ジョセフ・ジャクソン遺産財団と被告らとの間で，別紙1の契約書が真正に成立したのではないことを確認する。
- 2 原告マイケル・ジョセフ・ジャクソン遺産財団と被告らとの間で，別紙2の契約書が真正に成立したのではないことを確認する。
- 3 被告Aは，原告トライアンプ インターナショナル インコーポレイテッドに対し，別紙表示目録1記載の各表示を，自身の役務若しくはその広告若しくは取引に用いる書類若しくは通信に表示し，又はその表示をして役務を提供してはならない。
- 4 被告Michael・Jackson Asian Rights株式会社は，原告トライアンプ インターナショナル インコーポレイテッドに対し，別紙表示目録2記載の各表示を，自身の役務若しくはその広告若しくは取引に用いる書類若しくは通信に表示し，又はその表示をして役務を提供してはならない。
- 5 被告Michael・Jackson Asian Rights株式会社は，原告トライアンプ インターナショナル インコーポレイテッドに対し，別紙ウェブサイト目録記載1のウェブサイトから，別紙表示目録2記載(1)及び(2)の各表示を削除せよ。
- 6 被告Michael Jackson Enterprise株式会社は，原告トライアンプ インターナショナル インコーポレイテッドに対し，別紙表示目録3記載の各表示を，自身の役務若しくはその広告若しくは取引に用いる書類若しくは通信に表示し，又はその表示をして役務を提供してはならない。
- 7 被告Michael Jackson Enterprise株式会社は，原告トライアンプ インターナショナル インコーポレイテッドに対し，別紙ウェブサイト目録記載2のウェブサイトから，別紙表示目録3記載(1)ないし(6)の各表示を削除せよ。
- 8 被告Michael Jackson Enterprise株式会社は，原告トライアンプ インターナショナル インコーポレイテッドに対し

し、別紙ウェブサイト目録記載3のウェブサイトから、別紙表示目録3記載(6)の表示を削除せよ。

9 被告Michael Jackson Enterprise株式会社は、原告トライアンフ インターナショナル インコーポレイテッドに対し、別紙ウェブサイト目録記載4のウェブサイトから、別紙表示目録3記載(7)ないし(13)の各表示を削除せよ。

10 被告マイケル・ジャクソン・ワールド株式会社は、原告トライアンフ インターナショナル インコーポレイテッドに対し、別紙表示目録4記載の各表示を、自身の役務若しくはその広告若しくは取引に用いる書類若しくは通信に表示し、又はその表示をして役務を提供してはならない。

11 被告マイケル・ジャクソン・ワールド株式会社は、原告トライアンフ インターナショナル インコーポレイテッドに対し、別紙ウェブサイト目録記載5のウェブサイトから、別紙表示目録4記載(1)の表示を削除せよ。

12 被告Michael Jackson Asian Rights株式会社は、原告トライアンフ インターナショナル インコーポレイテッドに対し、別紙標章目録記載2の各商品又はその包装に同目録記載1の各標章を付し、同目録記載2の各商品又はその包装に同目録記載1の各標章を付したものを譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入し、又は同目録記載1の各商品に関する広告、価格表若しくは取引書類に同目録記載1の各標章を付して展示し、若しくは頒布し、若しくはこれらを内容とする情報に同目録記載1の各標章を付して電磁的方法により提供してはならない。

13 被告Michael Jackson Asian Rights株式会社は、原告トライアンフ インターナショナル インコーポレイテッドに対し、別紙廃棄品目録記載の各商品を廃棄せよ。

14 被告Michael Jackson Asian Rights株式会社は、原告トライアンフ インターナショナル インコーポレイテッドに対し、別紙ウェブサイト目録記載6のウェブサイトから、別紙表示目録5記載の表示を削除せよ。

15 訴訟費用は被告らの負担とする。

16 この判決は、第3項ないし第15項に限り、仮に執行することができる。

【事案の概要】

1 事案の要旨（以下、日本国外の事実や外国語文書に係る日付については、西暦を用いて表記し、和暦を付記することがある。）

本件は、(1) 2009年（平成21年）6月25日に死亡した亡マイケル・ジャクソン（以下「亡マイケル」という。）の遺産が帰属すると主張する原告マイケル・ジョセフ・ジャクソン遺産財団（以下「原告遺産財団」という。）が、被告らに対し、亡マイケルと被告A（以下「被告A」という。）を当事者

とする2通の「POWER OF ATTORNEY」と題する証書がいずれも真正に成立したものでないことの確認を求め（請求の趣旨第1項及び第2項）、(2) 亡マイケルの氏名及び肖像の使用を第三者に許諾する業務を営む原告トライアンフ インターナショナル インコーポレイテッド（以下「原告トライアンフ」という。）が、各被告らの使用等に係る別紙表示目録1ないし5記載の各表示は、役務の品質又は内容について誤認させるような表示（不正競争防止法2条1項13号）に当たるとして、各被告らに対し、同法3条1項、2項に基づき、同各表示の使用の差止め及び表示の削除を求め（請求の趣旨第3項ないし第11項、同第14項）、(3) 亡マイケルに関連する別紙商標権目録記載1及び2の各商標権（以下、これらを併せて、「本件商標権」といい、その登録商標を「本件商標」という。）の商標権者である原告トライアンフが、被告Michael・Jackson Asian Rights株式会社（以下「被告MJAR」という。）が「MICHAEL JACKSON」との欧文字からなる標章を付した別紙廃棄品目録記載の各商品（以下「被告商品」という。）を販売することは、原告トライアンフの有する本件商標権を侵害するとして、被告MJARに対し、商標法36条1項、2項に基づき、別紙標章目録記載の各標章の使用の差止め及び被告商品の廃棄を求めた（請求の趣旨第12項及び第13項）事案である。

2 前提事実（当事者に争いがなく、掲記の証拠等により容易に認められる事実。なお、書証の枝番の表記は、省略することがある。）

(1) 当事者等

- ア 亡マイケルは、2009年（平成21年）6月25日当時、アメリカ合衆国カリフォルニア州ロサンゼルス郡に居住していたところ、同日死亡した。
- イ 原告遺産財団は、カリフォルニア州相続法に基づく遺産管理手続において管理されるべき亡マイケルの財産全てを指すと称する法人である。アメリカ合衆国カリフォルニア州ロサンゼルス郡上級裁判所は、2009年（平成21年）11月10日、B（以下「B」という。）及びC（以下「C」という。）を原告遺産財団の共同執行人（executors）として選任した（甲4、5、25）。
- ウ 原告トライアンフは、本件商標権の商標権者として登録されている法人であり、原告遺産財団からの許諾を受けて、日本を含む全世界において、第三者に対し、亡マイケルの氏名及び肖像を使用した商品の製造販売等を行う権利を許諾している（甲6ないし9、23、24）。
- エ 被告Aは、自身を「A2」とも称し、亡マイケルから、1998年（平成10年）7月27日付け「POWER OF ATTORNEY」と題する2通の契約書（別紙1及び同2。以下、両者を併せて、「本件各POA」といい、個別には、「別紙1のPOA」などという。）により、日本及びアジア地域内における亡マイケルの氏名及び肖像の使用について独占的な許諾を受けたと主張する者である。

なお、原告らは、本件各POAにつき、いずれも亡マイケルが署名したものであるのではないとして、その成立を争っている。

オ 被告MJARは、平成22年6月18日に設立された株式会社である（甲10）。

カ 被告Michael Jackson Enterprise株式会社（以下「被告MJE」という。）は、平成20年7月3日に設立された株式会社であり、平成22年9月1日、商号を「株式会社CORDA Thailand」から現在のものに変更した（甲14）。

キ 被告マイケル・ジャクソン・ワールド株式会社（以下「被告MJW」という。）は、平成22年8月11日に設立された株式会社である（甲19の3）。

(2) 被告らの行為

ア 被告Aの行為

(ア) 被告Aは、平成22年2月18日、Dとの間で、次の表示（以下「被告A表示1」という。）のある委任契約書（甲11）を取り交わして、同人に対し、亡マイケルの名称等を使用する事業等を委任した。

「A2（A。以下、「甲」という。）は、本契約書に添付された甲とMichael Jackson（マイケル・ジャクソン。以下、「MJ」という）間で締結された契約（以下、「原契約」という）に基づいて、MJから甲に付与・許諾された名称使用权等を含む一切の権利・権限を行使して事業を行うについて、（以下、「乙」という）に以下の通り委任し、乙はこれを受任した。」

(イ) 被告Aは、平成22年9月17日、Eとの間で、次の表示（以下「被告A表示2」という。）のある契約書（甲15）を取り交わした。

「A（以下、「甲」という）とE（以下、「乙」という）とは別紙添付の契約書『以下、当該契約書という』に基づく全ての権利（以下、「当該権利」という）並びに同権利の行使に関し、両者間にて次のとおり契約した。」

「『別添当該契約目録名』

1. 契約書

契約の名称：POWER OF ATTORNEY
AN AGREEMENT SETWEEN：
MR. MICHEL JOSEPH JACKSON
&MR. A

契約締結日：1998. 7. 27」

イ 被告MJARの行為

(ア) 被告MJARは、別紙ウェブサイト目録記載1のウェブサイト上に別紙被告表示目録2記載(1)及び(2)の各表示を、別紙ウェブサイト目録記載6のウェブサイト上に別紙被告目録5記載の表示を、それぞれ掲載している（以下、上記各表示を併せて、「被告MJAR表示」という。）（甲12、

32)。

(イ) 被告MJARは、「MICHAEL JACKSON」との欧文文字を配してなる標章を付した別紙廃棄品目録記載の各商品(被告商品)を販売している。上記標章は、本件商標と同一又は類似しており、また、被告商品は、本件商標権の指定商品又はこれに類似する商品に属する(甲12の11)。

ウ 被告MJEの行為

被告MJEは、別紙ウェブサイト目録記載2のウェブサイト上に別紙被告表示目録3記載(1)ないし(6)の各表示を、別紙ウェブサイト目録記載3のウェブサイト上に別紙被告表示目録3記載(6)の表示を、別紙ウェブサイト目録記載4のウェブサイト上に別紙被告表示目録3記載(7)ないし(13)の各表示を、それぞれ掲載している(以下、上記各表示を併せて「被告MJE表示」という。)(甲16ないし18)。

エ 被告MJWの行為

被告MJWは、別紙ウェブサイト目録記載5のウェブサイト上に別紙被告表示目録4記載(1)の表示を掲載している(以下「被告MJW表示」という。)(甲19)。

3 本件の争点

(1) 原告遺産財団の地位に関する争点

原告遺産財団に、亡マイケルが生前有していた財産が帰属しているか(争点1)

(2) 証書が不真正であることの確認を求める請求(請求の趣旨第1項及び第2項)に関する争点

ア 原告遺産財団は、被告らに対し、本件各POAが真正に成立したものでないことの確認を求める利益を有するか(争点2-1)

イ 本件各POAは、真正に成立したものであるか(争点2-2)

(3) 不正競争防止法3条1項及び同条2項に基づく表示の使用の差止め及び削除を求める請求(請求の趣旨第3項ないし第11項、同第14項)に関する争点

ア 被告A表示1及び同2は、「役務の品質又は内容について誤認させるような表示」(不正競争防止法2条1項13号)にあたるか(争点3-1)

イ 被告A表示1及び同2によって、原告トライアンプの営業上の利益が侵害され、又は侵害されるおそれがあるか(争点3-2)

ウ 被告MJAR表示は、「役務の品質又は内容について誤認させるような表示」にあたるか(争点3-3)

エ 被告MJAR表示によって、原告トライアンプの営業上の利益が侵害され、又は侵害されるおそれがあるか(争点3-4)

オ 被告MJE表示は、「役務の品質又は内容について誤認させるような表示」にあたるか(争点3-5)

カ 被告MJE表示によって、原告トライアンプの営業上の利益が侵害され、又は侵害されるおそれがあるか（争点3-6）

キ 被告MJW表示は、「役務の品質又は内容について誤認させるような表示」にあたるか（争点3-7）

ク 被告MJW表示によって、原告トライアンプの営業上の利益が侵害され、又は侵害されるおそれがあるか（争点3-8）

(4) 商標法36条1項及び同条2項に基づく被告標章の使用の差止め及び被告商品の廃棄を求める請求（請求の趣旨第12項及び第13項）に関する争点

ア 被告MJARが被告商品に「MICHAEL JACKSON」との欧文文字からなる標章を付することにつき、商標権者からの許諾があったといえるか（争点4-1）

イ 被告標章の差止め及び被告商品の廃棄の必要性があるか（争点4-2）

【判 断】

1 争点1（原告遺産財団に、亡マイケルが生前有していた財産が帰属しているか）について

(1) 前記前提事実、証拠（甲4, 5, 25, 26）及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

ア 一般に、アメリカ合衆国では、被相続人の遺産の管理は、当該被相続人が死亡時に居住していた州の法律に準拠して行われるところ、亡マイケルは、死亡時、カリフォルニア州に居住していた。

カリフォルニア州相続法によれば、被相続人の財産に対する権原は、当該被相続人の死亡により、受遺者又は法定相続人に移転するとされるもの（7000条）、その財産は、「遺産（estate）」と呼ばれて、被相続人が死亡時に定めていた住所が存する郡の上級裁判所が管轄を有する管理手続に服する（7001条、7050条、7051条）。

同管理手続において、裁判所は、「遺産」の代表者を指名するが、ここにいる代表者には、特別遺産管理人（special administrator）（8545条a項）や、執行人（executor）（8420条）が含まれる。指名された代表者は、「遺産」が最終的に分配されるまでの間、「遺産」に含まれる財産の保存、保護や、債務の弁済等を行い、また、「遺産」の利益となる訴訟及び法的手続を開始し、継続することができる（8400条a項、9820条a項、10501条、11640条）。ここで、同州相続法9820条b項の規定によれば、「遺産」は、訴訟の当事者としての適格を有する法的主体として観念されている。

イ ロサンゼルス郡上級裁判所は、亡マイケルの「遺産」の管理手続につき、2009年（平成21年）7月6日、B及びCの両名を亡マイケルの「遺産」の共同特別遺産管理人に任命し、同年10月2日、両名に対してカリフォルニア州相続法8545条a項に基づく包括的権限を付与した。さらに、

同裁判所は、同年11月10日、亡マイケルによる2002年（平成14年）7月7日付け遺言が真正であると証明されたことを受け、B及びCの両名を、亡マイケルの「遺産」の共同執行人として任命した。

(2) 上記(1)の認定事実によれば、亡マイケルが死亡時に有していた財産は、カリフォルニア州相続法に基づき、ロサンゼルス郡上級裁判所による管理手続に服する「遺産」を構成し、同裁判所は、B及びCの両名を、同「遺産」の代表者共同執行人として選任したことが認められる。ここで、原告遺産財団は、自らを「The Estate of Michael Joseph Jackson」（日本語訳：マイケル・ジョセフ・ジャクソン遺産財団）と称し、上記ロサンゼルス郡上級裁判所による共同執行人選任書状を本件訴訟の資格証明書として添付し、同選任書状により選任されたB及びCを代表者とした上で、本件訴訟の原告として訴えを提起しているのであるから（当裁判所に顕著である。）、原告遺産財団は、カリフォルニア州相続法による管理に服する亡マイケルが死亡時に有していた財産、すなわち、「遺産（estate）」と同一の法的主体と認められる。

したがって、原告遺産財団には、亡マイケルが生前に有していた財産が帰属しているものと認められる。

(3) これに対し、被告A、被告MJAR及び被告MJWは、亡マイケルがBを顧問弁護士から解任する旨を記載した2003年（平成15年）2月付けの「Re:Discontinuance of Services」と題する文書（乙5。以下「本件解任文書」という。）が存在していることから、Bを遺産財団の代表者に選任するような遺言の成立には疑義があるし、仮に、同遺言が真正に成立したものであるとしても、その後撤回されたと評価されるべきであるとして、亡マイケルの遺言が無効であれば、原告遺産財団の存立の前提が崩れることになる旨主張する。

しかしながら、前記認定事実のとおり、カリフォルニア州相続法によれば、被相続人の財産は、相続開始と同時に、「遺産（estate）」として、被相続人の住所が存する郡の上級裁判所による管理に服するところ、ロサンゼルス郡上級裁判所は、亡マイケルによる2002年（平成14年）7月7日付け遺言が真正であると証明されたとして、2009年（平成21年）同年11月10日、B及びCの両名を、同「遺産」の共同執行人として任命しており、前記のとおり、同「遺産」と原告遺産財団は同一の法的主体と認められるところ、本件全証拠をもって、同裁判所より上記共同執行人の任命が取り消されたり変更されたりしたなどの事情はうかがわれないから、上記主張は失当というほかない。

また、仮に、本件解任文書が亡マイケルにより作成されたものであったとしても、本件解任文書の作成日が遺言作成日より後の日であることからすれば、その存在をもって亡マイケルの遺言が偽造されたものとまで認めることは困難であるし、本件解任文書は、遺言については何らの言及もないから、これをもって亡マイケルが遺言を撤回したと評価することもまた困難というほかない。

したがって、被告A、被告M J A R及び被告M J Wの主張は、採用することができない。

2 争点2-1（原告遺産財団は、被告らに対し、本件各P O Aが真正に成立したものでないことの確認を求める利益を有するか）について

前記1において認定説示したとおり、原告遺産財団には、亡マイケルが死亡時に有していた財産が帰属しているものと認められる。

そして、被告Aは、亡マイケルとの間で本件各P O Aを取り交わしたとして、本件各P O Aにより、日本及びアジア地域内における亡マイケルの氏名及び肖像の使用につき独占的な許諾を受けたと主張しているのであるから、本件各P O Aにより、被告Aに対して法律上の義務を負担することとなる原告遺産財団としては、本件各P O Aが真正に成立したものでないことの確認を求めることにより、被告Aとの間で争いがある法的地位を安定させることができるのであるから、原告遺産財団は、被告Aとの関係において、本件各P O Aが真正に成立したものでないことの確認を求める利益があるというべきである。

また、後述するように、被告Aを除くその余の被告らは、いずれも、亡マイケルからの許諾を受けて同人の氏名及び肖像を用いた商品の販売等や役務の提供をしているとの趣旨の表示をしており、これらの表示は、本件各P O Aが真正に成立したものであることを前提として、被告Aの委任等を受けてされているものと認められるから、原告遺産財団には、被告Aとの関係のみならず、同被告を除くその余の被告らとの間でも、本件各P O Aが真正に成立したものでないことを確認する利益を有しているというべきである。

3 争点2-2（本件各P O Aは、真正に成立したもののか）について

(1) 被告A、被告M J A R及び被告M J Wは、本件各P O Aにつき、いずれも亡マイケルが署名したものであり、真正に成立している旨主張する。

(2) しかしながら、次の理由により、本件各P O Aが真正に成立したものは認められない。

ア まず、本件各P O Aが作成されるに至った具体的経緯が明らかではない。

すなわち、被告A、被告M J A R及び被告M J Wは、亡マイケルが、自身を経済的苦境から救った被告Aに感謝し、日本を含むアジアにおける興行権を同人に与える意向を持ち、亡マイケルの代理人であったG弁護士を通じて、被告Aとの交渉を開始し、被告Aの側でも、複数の弁護士に相談して契約の準備を進めた旨主張するが、かかる交渉があったことを裏付けるような契約書案や連絡文書等、通常、契約の締結に至るまでの過程において作成されるような文書類は、本件訴訟に一切証拠として提出されていない。なお、本件弁論準備手続において、受命裁判官が複数回にわたって被告らに本件各P O Aが作成された具体的状況について主張するよう求めたが、被告らはこれに応じなかった。

被告らのうち、被告Aは本件各P O Aの当事者の一方とされている者であり、本来であれば、その作成経緯を具体的に明らかにすることが容易にでき

るはずであるのに、これを一向に明らかにしないことからすれば、本件各P
OAの成立の真正には重大な疑義があるというべきである。

イ 次に、亡マイケルは、原告トライアンプに対し、原告トライアンプが、1
997年（平成9年）5月1日、シグナチュアズとの間で、商品化許諾契約
（シグナチュアズ契約）を締結することを承認しており（甲29の1・
2）、また、1998年（平成10年）6月25日、被告A及びMJ Jとの
間で、テーマパークの運営に関する契約（MJ J契約）を締結しているところ
（甲30）、本件各POAには、上記2件の契約と内容面で抵触する記載
があるのに、その抵触については何らの処理もされていない。

すなわち、シグナチュアズ契約は、原告トライアンプが、シグナチュアズ
に対し、全世界において、売買又は販売用の全ての商品（ただし、亡マイケ
ルが設立したテーマパークに関する商品等が除外されている）の製造及び販
売に関連して亡マイケルの名前、シンボル、ロゴ、商標、意匠、似顔絵及び
／又は肖像を利用する唯一かつ排他的な権利及び使用許諾権を付与するこ
とを主たる内容とするもので、最短でも1999年（平成11年）12月31
日までその効力を有するものである。他方、1998年（平成10年）7月
27日に取り交わしたとされる本件各POAは、亡マイケルが、被告Aに対
し、日本及びアジア地域において亡マイケルの氏名及び肖像を全てのタイプ
の商品に使用する権利を付与することを主たる内容とするものであり、その
内容において、シグナチュアズ契約と抵触していることが明らかである。

同様に、被告Aが関与したMJ J契約は、亡マイケルが、MJ Jに対し、
同人の考案したコンセプトによるおもちゃパビリオンの総合的開発や、日本
におけるテーマパークの事業運営等の事業を行うことを認め、同事業に際
し、亡マイケルの氏名を使用する権利を付与することを主たる内容とするも
のである。他方、本件各POAは、亡マイケルが被告Aに対し、亡マイケル
の氏名及び肖像を使用する権利を付与することを主たる内容とするものであ
るが、被告Aが扱うことのできる商品及び役務には、「テーマパークのプロ
モーション」が含まれており、この点において、MJ J契約と抵触していると
認められる。

このように、亡マイケルの氏名及び肖像の使用については、本件各POA
と内容面で抵触する2件の契約が既に締結されていたのであるから、本件各
POAを取り交わそうとするのであれば、既に存在している契約の存在を確認
した上で、これらの契約をどう扱うのが共に約定されるのが通常である
（現に、シグナチュアズ契約においては、亡マイケルとシグナチュアズとの
間で過去に締結された契約が具体的に特定された上で、これを変更する趣旨
でシグナチュアズ契約が締結されたことが明記してある。）。被告A、被告
MJ AR及び被告MJ Wの主張によれば、本件各POAの取り交わしに至る
交渉段階において、亡マイケルの代理人としてG弁護士が交渉に当たってい
たというのであるから、なおさらこの点への言及がされるのが自然である。

ところが、本件各POAは、既存の2件の契約（シグナチュアズ契約及びMJJ契約）には何らの言及もなく、これらの契約との抵触関係を回避しようとした形跡もうかがわれないのであるから、その成立過程には重大な疑義があるというべきである。

ウ また、本件各POAは、亡マイケルが、被告Aに対し、日本及びアジア地域において独占的に亡マイケルの氏名及び肖像を使用する権利を付与することを内容とするものであるが、その対価として被告Aが亡マイケルに支払うべき金銭等については、何らの記載も見られない。シグナチュアズ契約においても、被告Aも当事者として関与しているMJJ契約においても、対価について約定されていることが明らかであるところ、何らの対価の定めのないまま一方的に被告Aに権利を付与する契約は、それ自体極めて不自然というべきであるから、この点においても、本件各POAの成立過程には重大な疑義があるというべきである。

この点、被告Aは、供述書（乙7）の中で、亡マイケルに対して5億円を支払った旨陳述しているものの、これを裏付ける客観的な証拠は本件に提出されていないし、本件各POAにより被告Aに付与された権利の対価として支払われた趣旨であるかも判然としないから、被告Aが、本件各POAにより付与される権利の対価として、亡マイケルに対して5億円を支払ったとは認め難い。

エ さらに、本件各POAには、亡マイケルのものとされる署名があるが、これらの署名は、次のとおり、亡マイケルの著名な署名と類似している点がなくはないものの、全体として、亡マイケルが署名したものと認めることは、困難である。

すなわち、G弁護士の陳述書（甲31）により亡マイケルがしたものと認められる各署名（甲27〔米国側鑑定書〕のExhibitB及び同C記載の各署名）は、いずれも、署名中最初の文字である「M」字の右側「ハ」部分、「J a c k s o n」の最初の「J」字の縦線及び最終文字の「n」字の右側「ハ」部分がいずれも上下方向に顕著に長い点、「M i c h a e l」の「l」字が大きく円弧を描いている点、しばしば、上記「J」字の縦線が、上記「l」字の円弧のほぼ中央を貫通するように配置されている点において顕著な特徴を有するところ、本件各POAに存する署名も、概ねこれらの特徴を有しているとはいえる。

しかしながら、別紙1のPOA中の署名は、「J」字の縦線が、「l」字の円弧の左側に接するように書かれ、同円弧を貫通していないなど、上記に指摘した特徴的部分においても差異が見られる上に、日本側鑑定書（甲28）が指摘するように、上記特徴的部分以外の配字状況やストロークの形状にも差異があり、また、全体的に滑らかさや筆勢に乏しいことも勘案すると、亡マイケルの署名を模して何者かが署名した可能性が相当程度うかがわれるのであって、直ちに亡マイケル本人がした署名と認めることは困難であ

るといわざるを得ない。

また、別紙2のPOA中の署名についても、「1」字の円弧のストロークに滑らかさを欠くほか、日本側鑑定書が指摘するように、上記特徴的部分以外の配字状況やストロークの形状にも差異があり、また、全体的に滑らかさや筆勢に乏しいことも勘案すると、亡マイケルの署名を模して何者かが署名した可能性が相当程度うかがわれるのであって、直ちに亡マイケル本人がした署名と認めることは困難であるといわざるを得ない。

オ 以上の各事情を総合すると、本件各POAは、亡マイケルが作成したものと認めることはできず、かえって、何者かにより偽造されたものと推認するのが相当である。

(3) 以上のとおり、本件各POAは、亡マイケルにより作成されたものとは認められないから、被告らとの関係で、本件各POAが真正に成立したものでないことの確認を求める原告遺産財団の請求には理由がある。

4 争点3-1（被告A表示1及び同2は、「役務の品質又は内容について誤認させるような表示」〔不正競争防止法2条1項13号〕にあたるか）について

被告A表示1は、被告AとDとの間で取り交わされた委任契約書に記載されたものであり、被告A表示2は、被告AとEとの間で取り交わされた契約書に記載されたものであるから、被告A表示1及び同2は、いずれも、「取引に用いる書類」に該当する。

次に、被告A表示1は、要旨、被告Aが、亡マイケルから付与、許諾された名称使用权を含む一切の権利、権限を行使して事業を行うについて、その一部をDに委任する旨の表示であるところ、同表示からは、被告Aが、亡マイケルから適法に「名称使用权」等の許諾を受けており、被告Aと契約を締結することにより、亡マイケルの氏名等を用いた何らかの事業を展開することができるとの趣旨を読み込むことができる。したがって、被告A表示1は、亡マイケルの「名称使用权」等を第三者に許諾するという「役務」の「質、内容」についてされたものと認められる。

同様に、被告A表示2は、被告Aが、本件各POAのうち1通に基づく被告Aの権利について、Eとの間で契約を締結する旨の表示であるところ、同表示からは、被告Aが、本件各POAのうち1通により、亡マイケルから氏名及び肖像の使用权を付与されており、被告Aと契約を締結することにより、亡マイケルの氏名及び肖像を用いた何らかの事業を展開することができるとの趣旨を読み込むことができる。したがって、被告A表示2は、亡マイケルの氏名及び肖像を使用する権利を第三者に付与するという「役務」の「質、内容」についてされたものと認められる。

ここで、被告A表示2のある契約書（甲15）には、明示的に本件各POAのうち1通が特定して記載されているから、被告A表示は、本件各POAにより被告Aが有効に亡マイケルから権利を付与されていることが前提とされてい

るものと認められる。また、被告A表示1のある委任契約書（甲11）では、必ずしも本件各POAが標題等により特定されているわけではないが、被告Aは、本件各POA以外に、亡マイケルから「名称使用権等」を付与された契約等を具体的に特定して主張するところがないから、委任契約書上に記載された「原契約」とは、本件各POAのうち1通又は全部を指すものと認めるのが相当である。

しかるところ、既に認定説示したとおり、本件各POAは、亡マイケルが署名したものと認められず、何者かによって偽造されたものと推認するのが相当であるから、第三者が、被告Aと契約を締結して同人から亡マイケルの「名称使用権等」や氏名及び肖像を使用する権利を付与されたとしても、少なくとも亡マイケルの遺産が帰属する原告遺産財団との関係では、当該第三者は、亡マイケルの「名称使用権等」や氏名及び肖像を使用する権利を有することにはならないことが明らかである。

そうすると、被告A表示1及び同2は、亡マイケルの「名称使用権等」又は氏名及び肖像を使用する権利を付与するという「役務」の「質、内容」について「誤認させるような表示」に該当するというべきである。

以上によれば、被告A表示1及び同2は、いずれも、「取引に用いる書類」に表示された、「役務」の「質、内容」について「誤認させるような表示」（不正競争防止法2条1項13号）に該当するものと認められる。

5 争点3-2（被告A表示1及び同2によって、原告トライアンプの営業上の利益が侵害され、又は侵害されるおそれがあるか）について

前記前提事実（第2、2(1)ウ）のとおり、原告トライアンプは、原告遺産財団からの許諾を受けて、日本を含む全世界において、第三者に対し、亡マイケルの氏名及び肖像を使用した商品の製造販売等を行う権利を許諾していることが認められるから、被告Aが、被告Aと契約を締結することにより、亡マイケルの「名称使用権等」又は氏名及び肖像を使用する権利の付与を受けられる旨の「誤認されるような表示」をしていることにより、原告トライアンプの営業上の利益が侵害され、又は侵害されるおそれがあるものと認められる。

したがって、原告トライアンプは、不正競争防止法2条1項13号、3条1項に基づき、被告Aに対し、被告A表示1及び同2の要旨である別紙表示目録1記載(1)の表示の使用の差止めを求めることができるというべきである。

また、本件訴訟において、被告Aが、亡マイケルの氏名及び肖像を使用する権利を有すると主張していることからすれば、被告Aは、今後、被告A表示1及び同2のほかにも、亡マイケルの氏名及び肖像の使用について、亡マイケル又は原告らから何らかの許諾を受けている旨を表示するおそれがあることは否定できないものと認められるから、原告トライアンプは、被告Aに対し、別紙表示目録1記載(2)の表示の使用の差止めをも求める必要があるというべきである。

6 争点3-3 (被告MJAR表示は、「役務の品質又は内容について誤認させるような表示」にあたるか) について

被告MJARは、同被告が管理しているものと認められる別紙ウェブサイト目録記載1及び同6記載の各ウェブサイト上に、被告MJAR表示を掲載しているところ、証拠(甲12, 32)によれば、被告MJARは、これらのウェブサイトにおいて、被告MJARが、第三者に対して、亡マイケルの氏名及び肖像の使用を許諾したことや、亡マイケルの氏名及び肖像を使用した商品等を販売していることが認められるから、被告MJAR表示は、「広告」に該当する。

次に、被告MJAR表示は、要旨、被告MJARが、亡マイケルの氏名及び肖像を使用する正当な権限を保有している趣旨の表示であるところ、同表示からは、被告MJARが第三者に対してした許諾や、被告MJARが販売している商品は、亡マイケルから正規に許諾を受けて展開している事業である旨を読み込むことができる。したがって、被告MJAR表示は、亡マイケルの氏名及び肖像の使用権を第三者に許諾する「役務」の「質、内容」についてされたものと認められる。

ここで、被告MJARの代表者は清武修一であって(甲10)、被告Aとの間で委任契約書(甲11)を取り交わしたDの兄であること(弁論の全趣旨)からすれば、被告MJARは、被告AとDとの上記委任契約書を根拠として、被告MJAR表示を行っているものと推認できる。そして、既に認定説示したとおり、委任契約書上に記載された「原契約」とは、本件各POAのうち1通又は全部を指すものと認めるのが相当であるから、上記委任契約は、本件各POAにより、被告Aが亡マイケルからその氏名及び肖像の使用権を有効に付与されていることを前提とするものである。

しかるところ、既に認定説示したとおり、本件各POAは、亡マイケルが署名したものと認められず、何者かによって偽造されたものと推認するのが相当であるから、被告MJARは、上記委任契約をもっても、亡マイケルの氏名及び肖像を使用する権利を有することにはならないことが明らかである。

そうすると、被告MJAR表示は、亡マイケルの氏名及び肖像の使用権を第三者に許諾する「役務」の「質、内容」について「誤認させるような表示」に該当するというべきである。

以上によれば、被告MJAR表示は、いずれも、「広告」に表示された、「役務」の「質、内容」について「誤認させるような表示」(不正競争防止法2条1項13号)に該当するものと認められる。

7 争点3-4 (被告MJAR表示によって、原告トライアンプの営業上の利益が侵害され、又は侵害されるおそれがあるか) について

前記前提事実(第2, 2(1)ウ)のとおり、原告トライアンプは、原告遺産財団からの許諾を受けて、日本を含む全世界において、第三者に対し、亡マイケルの氏名及び肖像を使用した商品の製造販売等を行う権利を許諾しているこ

とが認められるから、被告MJARが第三者に対してした許諾や、被告MJARが販売している商品は、亡マイケルから正規に許諾を受けて展開している事業である旨を読み込むことができる被告MJAR表示により、原告トライアンプの営業上の利益が侵害され、又は侵害されるおそれがあるものと認められる。

したがって、原告トライアンプは、不正競争防止法2条1項13号、3条1項に基づき、被告MJARに対し、被告MJAR表示（別紙表示目録2記載(1)及び(2)、同表示目録5記載の各表示）の表示の使用の差止めを求めることができ、また、同法3条2項に基づき、被告MJAR表示の削除を求めることができるというべきである。

また、本件訴訟において、被告MJARが、亡マイケルの氏名及び肖像を使用する権利を有すると主張していることからすれば、被告MJARは、今後、被告MJAR表示のほかにも、亡マイケルの氏名及び肖像の使用について、亡マイケル又は原告らから何らかの許諾を受けている旨を表示するおそれがあることは否定できないものと認められるから、原告トライアンプは、被告MJARに対し、別紙表示目録2記載(3)の表示の使用の差止めをも求める必要性があるというべきである。

8 争点3-5（被告MJE表示は、「役務の品質又は内容について誤認させるような表示」にあたるか）について

被告MJEは、同被告が管理しているものと認められる別紙ウェブサイト目録記載2ないし4記載の各ウェブサイト上に、被告MJE表示を掲載しているところ、証拠（甲16ないし18）によれば、被告MJEは、これらのウェブサイトにおいて、亡マイケルの氏名及び肖像を用いたビジネスアイデアを募集するなどしていることが認められるから、被告MJE表示は、「広告」に該当する。

次に、被告MJE表示は、要旨、被告MJEが、亡マイケルの氏名及び肖像を使用する正当な権限を保有している趣旨の表示であるところ、同表示からは、被告MJEが亡マイケルから正規に許諾を受けており、被告MJEと契約することにより、亡マイケルの氏名及び肖像を用いた事業を正規に展開することができる旨を読み込むことができる。したがって、被告MJE表示は、亡マイケルの氏名及び肖像の使用権を第三者に許諾する「役務」の「質、内容」についてされたものと認められる。

ここで、被告AとEとの間の契約書（甲15）には、「甲・乙は本契約につき、本来は甲と乙の契約であることを承認の上、第三者に対し甲とMichael Jackson Enterprise 株式会社との契約と称することを合意する。」（甲は被告A、乙はEを指す。）との記載があることからすれば、被告MJEは、被告AとEとの間の上記契約書を根拠として、被告MJE表示を行っているものと推認できる。そして、既に認定説示したとおり、上記契約書には、明示的に本件各POAのうち1通が特定して記載されているから、上記契約は、本件各P

OAにより、被告Aが亡マイケルからその氏名及び肖像の使用権を有効に付与されていることを前提とするものである。

しかるところ、既に認定説示したとおり、本件各POAは、亡マイケルが署名したものと認められず、何者かによって偽造されたものと推認するのが相当であるから、被告MJEは、上記契約をもっても、亡マイケルの氏名及び肖像を使用する権利を有することにはならないことが明らかである。

そうすると、被告MJE表示は、亡マイケルの氏名及び肖像の使用権を第三者に許諾する「役務」の「質、内容」について「誤認させるような表示」に該当するというべきである。

以上によれば、被告MJE表示は、いずれも、「広告」に表示された、「役務」の「質、内容」について「誤認させるような表示」（不正競争防止法2条1項13号）に該当するものと認められる。

9 争点3-6（被告MJE表示により、原告トライアンプの営業上の利益が侵害され、又は侵害されるおそれがあるか）について

前記前提事実（第2、2(1)ウ）のとおり、原告トライアンプは、原告遺産財団からの許諾を受けて、日本を含む全世界において、第三者に対し、亡マイケルの氏名及び肖像を使用した商品の製造販売等を行う権利を許諾していることが認められるから、被告MJEが亡マイケルから正規に許諾を受けており、被告MJEと契約することにより、亡マイケルの氏名及び肖像を用いた事業を正規に展開することができる旨を読み込むことができる被告MJE表示により、原告トライアンプの営業上の利益が侵害され、又は侵害されるおそれがあるものと認められる。

したがって、原告トライアンプは、不正競争防止法2条1項13号、3条1項に基づき、被告MJEに対し、被告MJE表示（別紙表示目録3記載(1)ないし(13)の各表示）の表示の使用の差止めを求めることができ、また、同法3条2項に基づき、被告MJE表示の削除を求めることができるというべきである。

また、本件の事実経過からすれば、被告MJEは、今後、被告MJE表示のほかにも、亡マイケルの氏名及び肖像の使用について、亡マイケル又は原告らから何らかの許諾を受けている旨を表示するおそれがあることは否定できないものと認められるから、原告トライアンプは、被告MJEに対し、別紙表示目録3記載(14)の表示の使用の差止めをも求める必要性があるというべきである。

10 争点3-7（被告MJW表示は、「役務の品質又は内容について誤認させるような表示」にあたるか）について

被告MJWは、同被告が管理しているものと認められる別紙ウェブサイト目録記載5記載のウェブサイト上に、被告MJW表示を掲載しているところ、証拠（甲19）によれば、被告MJWは、同ウェブサイトにおいて、亡マイケルの氏名及び肖像を用いたライセンス商品を展開する「ライセンシー」を募集し

ていることが認められるから、被告M J W表示は、「広告」に該当する。

次に、被告M J W表示は、要旨、被告M J Wが、亡マイケルの氏名及び肖像を使用する正当な権限を保有している趣旨の表示であるところ、同表示からは、被告M J Wが亡マイケルから正規に許諾を受けており、被告M J Wと契約することにより、亡マイケルの氏名及び肖像を用いた事業を正規に展開することができる旨を読み込むことができる。したがって、被告M J W表示は、亡マイケルの氏名及び肖像の使用権を第三者に許諾する「役務」の「質、内容」についてされたものと認められる。

ここで、被告M J Wが管理していると認められる上記ウェブサイトのうち、「カテゴリー別権利行使項目」と記載されているページに列挙された、被告M J Wが取得しているという亡マイケルに関する「使用権利」は、いずれも、本件各P O Aによって被告Aが付与された「権利項目」又は「権利使用のカテゴリー」と一字一句異なることがないから、被告M J Wは、被告Aが亡マイケルからその氏名及び肖像の使用権を有効に付与されていることを前提として、被告Aから何らかの許諾を得て、被告M J W表示を行っているものと認めるのが相当である。

しかるところ、既に認定説示したとおり、本件各P O Aは、亡マイケルが署名したものと認められず、何者かによって偽造されたものと推認するのが相当であるから、被告M J Wは、本件各P O Aによっては、亡マイケルの氏名及び肖像を使用する権利を有することにはならないことが明らかである。そうすると、被告M J W表示は、亡マイケルの氏名及び肖像の使用権を第三者に許諾する「役務」の「質、内容」について「誤認させるような表示」に該当するといふべきである。

以上によれば、被告M J W表示は、いずれも、「広告」に表示された、「役務」の「質、内容」について「誤認させるような表示」（不正競争防止法2条1項13号）に該当するものと認められる。

11 争点3-8（被告M J W表示により、原告トライアンプの営業上の利益が侵害され、又は侵害されるおそれがあるか）について

前記前提事実（第2、2(1)ウ）のとおり、原告トライアンプは、原告遺産財団からの許諾を受けて、日本を含む全世界において、第三者に対し、亡マイケルの氏名及び肖像を使用した商品の製造販売等を行う権利を許諾していることが認められるから、被告M J Wが亡マイケルから正規に許諾を受けており、被告M J Wと契約することにより、亡マイケルの氏名及び肖像を用いた事業を正規に展開することができる旨を読み込むことができる被告M J W表示により、原告トライアンプの営業上の利益が侵害され、又は侵害されるおそれがあるものと認められる。

したがって、原告トライアンプは、不正競争防止法2条1項13号、3条1項に基づき、被告M J Wに対し、被告M J W表示（別紙表示目録4記載(1)の表示）の表示の使用の差止めを求めることができ、また、同法3条2項に基づ

き、被告MJW表示の削除を求めることができるというべきである。

また、本件訴訟において、被告MJWが、亡マイケルの氏名及び肖像を使用する権利を有すると主張していることからすれば、被告MJWは、今後、被告MJW表示のほかにも、亡マイケルの氏名及び肖像の使用について、亡マイケル又は原告らから何らかの許諾を受けている旨を表示するおそれがあることは否定できないものと認められるから、原告トライアンフは、被告MJWに対し、別紙表示目録4記載(2)の表示の使用の差止めをも求める必要性があるというべきである。

12 争点4-1 (被告MJARが被告商品に「MICHAEL JACKSON」との欧文字からなる標章を付することにつき、商標権者からの許諾があったといえるか) について

被告MJARは、亡マイケルが、被告Aに対し、本件各POAが許諾する限度において、被告Aが「MICHAEL JACKSON」との欧文字からなる標章を付することを許諾しており、被告MJARは、被告Aから再許諾を受けた旨主張する。

しかしながら、既に認定説示したとおり、本件各POAが真正に成立したものは認められない。そして、ほかに、被告A又は被告MJARが、「MICHAEL JACKSON」との欧文字からなる標章を付することにつき許諾を受けた事実を認めるに足りる証拠はない。

したがって、被告MJARの主張は採用できない。

13 争点4-2 (被告標章の差止め及び被告商品の廃棄の必要性があるか) について

前記前提事実(第2, 2(2)イ)のとおり、被告MJARは、「MICHAEL JACKSON」との欧文字を配してなる標章を付した被告商品を販売しているところ、同標章は、本件商標と同一又は類似しており、また、被告商品は、本件商標権の指定商品又はこれに類似する商品である。また、既に認定説示したとおり、被告A又は被告MJARが、「MICHAEL JACKSON」との欧文字からなる標章を付することにつき許諾を受けた事実は認められない。

したがって、被告MJARは、被告商品を販売することにより、原告トライアンフが有する本件商標権を侵害していると認められるから、原告トライアンフは、商標法36条1項に基づき、被告MJARに対し、「MICHAEL JACKSON」との欧文字からなる標章(別紙標章目録記載1(1)の標章)の使用の差止めを求めることができるほか、同条2項に基づき、被告商品の廃棄を求めることができる。

また、本件訴訟において、被告MJARが、亡マイケルの氏名を使用する権利を有すると主張していることからすれば、被告MJARは、今後、「MICHAEL JACKSON」との欧文字からなる標章のほかにも、別紙標章目録記載2の各商品に、本件商標と類似する別紙標章目録記載1(2)ないし(5)の

各標章を付して販売等を行うおそれがあると認められるから、原告トライアンフは、商標法36条1項に基づき、被告MJARに対し、別紙標章目録記載1(2)ないし(5)の各標章の使用の差止めを求めることができるというべきである。

14 結語

以上によれば、原告らの請求はいずれも理由があるから、これらをいずれも認容することとして、主文のとおり判決する。

【論 説】

1. まず判決の主文を読んで理解できない日本語の文章の表現がある。

それは、【主文】3～14にある「被告は、原告トライアンフ インターナショナル インコーポレイテッドに対し、別紙表示目録1記載の各表示を、自身の役務若しくは・・・に表示し、又はその表示をして役務を提供してはならない。」(3, 4, 6, 10, 12)と「被告は、原告トライアンフ インターナショナル インコーポレイテッドに対し、別紙ウェブサイト目録記載1のウェブサイトから、別紙表示目録②記載(1)及び(2)の各表示を削除せよ。」(5, 7, 8, 11, 12)である。

即ち、「被告は原告に対して、各表示をして役務を提供してはならない。」とか、「被告は原告に対して、各表示を削除せよ。」とかの「対して」の使い方である。

しかしながら、侵害裁判所の判示には「原告に対して」という表現は不要であり、一方的に「被告は・・・を提供してはならない」とか、「被告は・・・を削除せよ。」という通常の命令調で十分なはずである。判決が記載されている「対して」とは、「原告のために」という意味で使っているのかも知れないが。

そもそも本件における原告は2人おり、1人は「マイケル・ジョセフ・ジャクソン遺産財団」、もう1人は「トライアンフ インターナショナル インコーポレイテッド」であるところ、本件の争点は、まず(1)前記遺産財団の地位について、(2)マイケルと被告Aとの間の委任契約書(POA)の真偽の確認についてであり、次に(3)被告A等の表示が、不競法2条1項13号の役務の品質又は内容について誤認させる表示に当たるか、(4)商標法36条1項・2項に基づく被告標章の使用差止めや被告商品の廃棄に当たるかについてである。

2. さて、2009年(平成21年)に死去したマイケル・ジャクソンの氏名の使用をめぐる「契約無効確認等請求事件」とあるから、筆者は、1955年(昭和30年)に死去した「ジェームズ・ディーン」関係の商標登録代理人としてJPOに出願して来た経験や、商標の無断使用者に対して警告した経験から、本件は有名死者(deceased celebrity)の無許諾使用の事件であるかと思

いきや、本件の論点は表題にあるとおり、被告らが提出した委任契約書（P O A）は、マイケル自身の署名ではない署名であったことから、原告はまず契約書の無効の確認を求めたのである。

これに対し、被告A、被告M J A R及び被告M J Wは、マイケルがB顧問弁護士を解任する旨の2003年（平成15年）2月付の文書（乙5）を提出し、Bを遺産財団の代表者に選任するような遺言の成立に疑義がある等として、マイケルの遺言は無効であると主張したが、ロサンゼルス郡上級裁判所は、マイケルによる2002年7月7日付遺言は真正であると証明されたから、2009年11月10日にBとCの両名を「遺産」の共同執行人として任命し、同「遺産」と原告遺産財団とは同一の法的主体と認め、本件全証拠をもっても、同裁判所から共同執行人の任命が取消されたり変更したなどの事情はないから、被告らの主張は失当とし、裁判所は採用しなかったのである。

その結果、原告遺産財団としては、本件各P O Aが真正に成立したものでないことの確認を求めることによって、被告Aとの間の争いのある法的地位を安定させることができるから、原告遺産財団は被告Aとその他の関係で、各P O Aが真正に成立したものでないことの確認を求める利益がある、と裁判所は認定した。

そこで、裁判所は、本件各P O Aが真正に成立したもののか否か審理したところ、その成立を否認したのである。その理由は、被告らから、マイケルの代理人弁護士を通じて被告Aとの交渉を開始したとの主張を裏付ける文書や証拠は一切提出されていないし、一向に明らかにしようとしていないから、本件各P O Aの成立の真正性には重大な疑義がある、と認定したのである。

また、マイケルは原告トライアンプに対し、1997年（平成9年）5月1日、シグナチュアズとの間で商品化許諾契約（シグナチュアズ契約）を締結し、1998年（平成10年）6月25日、被告A及びM J Jとの間で、テーマパークの運営に関する契約（M J J契約）を締結しているが、本件各P O Aには上記2件の契約と内容面で抵触する記載があるにもかかわらず、その抵触については何らの処理もなされていない。

また、本件各P O Aは上記2件の契約についての言及がなく、これらの契約との抵触関係を回避しようとした形跡もないから、その成立過程には重大な疑義がある、と認定した。

また、本件各P O Aは、マイケルが被告Aに対し、自分の氏名と肖像を日本、アジア地域における独占的使用権を付与することを内容としているものであるが、その対価として被告がマイケルに支払うべき金銭等については何らの記載も見られないという。このような契約はそれ自体極めて不自然であるから、本件各P O Aの成立過程には重大な疑義がある、と認定した。

さらに、裁判所は、本件各P O Aにおけるマイケルの署名が、マイケルの著名な署名と類似している点がなくはないものの、全体としてマイケルが署名したものと認めることは困難である、と認定した。

裁判所は、以上の各事情を総合すると、本件各POAはマイケルが作成したものと認めることができず、何者かの偽造されたものと推認するのが相当であるとしたのである。

さらに、原告は、被告らの行為は不競法2条1項13号に規定する「役務の品質又は内容について誤認させるような表示」行為に該当すると主張した。即ち、被告A表示1は、マイケルの「名称使用权」等を第三者に許諾するという「役務」の「質、内容」についてのものと認め、被告A表示2は、マイケルの氏名及び肖像を使用する権利を第三者に付与する「役務」の「質、内容」についてされたものと認めたのである。

そうすると、被告A表示1と同2はいずれも、「取引に用いる書類」に表示された「役務の質、内容」について誤認させるような表示に該当するものと認定したのである。

また、そうされることによって、原告トライアンプは、被告Aと契約締結することによって、マイケルの氏名と肖像を使用した商品の製造販売等をする権利を許諾していると誤認されるから、原告トライアンプの営業上の利益が侵害されるおそれがあるから、法2条1項13号、3条1項に基づいて、被告Aに対し、別紙表示目録1記載(1)(2)の表示の使用の差止めを求めることができると裁判所は認定した。

目録の事実は、被告MJARの表示によっても被告MJE表示によっても、被告MJW表示、被告MJARによっても、「役務の品質又は内容」について誤認させるような表示に該当するものと認定した。

しかし、原告らは被告らに対し損害賠償の請求をしていないが、なぜだろうか。算定の困難さからであろうか。

裁判所は、原告らが主張請求した商標権侵害についても、法36条1項に基づき被告MJARに対し各標章の使用差止めを求めたのである。

しかし、商標権侵害に対しても原告らは被告らに対し、法38条に基づく損害賠償の請求をしていないが、なぜだろうか。算定することの困難さからだろうか。

そして、裁判所は、本件各POAが被告らとの関係では真正に成立したものでないことの確認を求めた原告のマイケル・ジョセフ・ジャクソン遺産財団の請求には理由あり、と判断したのである。

3. この事件は、結局、主文の第1にある別紙1の委任契約書(POA)が、マイケル・ジャクソンが生前にサインして成立したものではないことが、裁判所によって確認されたことから、すべて被告側の敗訴となって終了した事案である。

本件において原告の主力は、マイケル・ジャクソンの生前の財産を死後管理する遺産財団であり、その代表者BとCの2人の名前は不明であるところ、Bは弁護士で、Cはマイケルの親戚筋ではなかろうか。

これに対し被告側としては、個人Aのほかに、3つの日本法人の名前が挙げら

れているところ、いずれもMichael Jacksonの名前を付けた株式会社であるが、訴訟代理人は選任されていないのである。

また、原告は、当事者目録に見られるように、前記遺産財団のほかに、「トリアンク インターナショナル インコーポレイテッド」であり、この会社もロスアンゼルスにあるところ、わが国においては、文字標章「MICHAEL JACKSON」を登録第3016886号(第41類)と登録第5484318号(第9類・第14類・第16類・第18類・第21類・第25類・第26類)について取得しているのである。このうち、前者については1992年(平成4年)7月28日に出願され、後者については2009年(平成21年)11月5日に出願されているから、前者はマイケルの生前中に、後者についてはマイケルの死後に出願されているのである。

4. わが国商標法は、第4条1項8号で「他人の肖像又は他人の氏名・・・著名な芸名」を含む商標の登録要件として、「その他人の承諾を得ているものを除く」としているが、この規定は死者については適用されないと、特許庁では解している。

しかしながら、企業は、その他人の氏名や肖像が著名であるからこそ利用して商業的利益をあげたいと思っているのであるから、この他人とは生者、死者を問わず、承諾はその他人の遺族を含むものと解すべきであり、その意味で特許庁は「審査基準」を改正すべきであろう。

特許庁は、人格権は生者にのみ存し死者には存しないという論理で、割り切って考えているようであるが、商標法では人格権という異質な法分野からではなく、商標権という財産権法上のレベルの問題として考えるのが妥当なのである。即ち、著名死者の氏名や肖像を企業があえて使用したいと考えるのは、それらの氏名や肖像にパブリシティ・バリュウがあり、利益を生むことができる財源であるからである。そして、関係者はそのことの真理を忘れてはならないのである。^(注)

(注)

実在人物と企業の商品化を仲介するパブリシティ権に関して、筆者は多くの論文や著書を発表しているから、次に挙げるものを参照されたい。

(1) 「キャラクター戦略と商品化権」(発明協会 2000)

- ① 実在人物の商品化(379～398頁)
- ② パブリシティの権利と裁判例(399～486頁)
- ③ 実在人物の商標登録(527～538頁)

(2) 「デザイン キャラクター パブリシティの保護」(悠々社 2005)

- ① 商標法における著名死者の保護(457～488頁)
- ② パブリシティ権の相続性(489～504頁)

[牛木 理一]

(別紙)

当 事 者 目 録

アメリカ合衆国カリフォルニア州

ロサンゼルス市<以下略>

原 告 マイケル・ジョセフ・ジャクソン遺産財団

アメリカ合衆国カリフォルニア州

ロサンゼルス市<以下略>

原 告 トライアンフ インターナショナル インコーポレーテ
ッド

上記2名訴訟代理人弁護士

山元裕子

同 安部健介

同 関戸 麦

同 佐々木 奏

同 増田雅史

東京都港区<以下略>

被 告 A

東京都中央区<以下略>

被 告 M i c h a e l ・ J a c k s o n A s i a n R i g
h t s 株式会社

東京都中央区<以下略>

被 告 M i c h a e l J a c k s o n E n t e r p r i s
e 株式会社

東京都港区<以下略>

被 告 マイケル・ジャクソン・ワールド株式会社

(別紙)

商 標 権 目 録

1

商標登録 第3016886号

出願日 平成4年7月28日

登録日 平成6年12月22日

登録商標 MICHAEL JACKSON (標準文字)

商品及び役務の区分並びに指定商品

第41類 図書及び記録の供覧，映画・演芸・演劇又は音楽の演奏の興行の企画又は運営，映画の上映・制作又は配給，演芸の上演，演劇の演出又は上演，音楽の演奏，放送番組の制作，音響用又は映像用のスタジオの提供，娯楽施設の提供，興行場の座席の手配，映写機及びその附属品の貸与，映写フィルムの貸与，テレビジョン受信機の貸与，ラジオ受信機の貸与，レコード又は録音済み磁気テープの貸与，録画済み磁気テープの貸与

2

商標登録 第5484318号

出願日 平成21年11月5日

登録日 平成24年4月6日

登録商標 MICHAEL JACKSON (標準文字)

商品又は役務の区分並びに指定商品

第9類 携帯電話機用のコンピューターアプリケーションソフトウェア，ダウンロード可能な壁紙用画像データ・コンピュータプログラム・アイコン及び写真，音楽及び娯楽の分野における書籍・雑誌・ニューズレター・パンフレット・小冊子及びその他のダウンロード可能な電子出版物，コンピューター用ゲームプログラム，業務用テレビゲームプログラム，家庭用テレビゲームおもちゃ用プログラム，ビデオゲーム用ソフトウェア，コンパクトディスク及びDVDの保管用ケース，携帯電話用ケース及びカバー，装飾用の電気スイッチプレート，ネオンサイン，コンピューター用のマウスパッド，眼鏡，着用した眼鏡を固定するための眼鏡用ストラップ・ネックストラップ・ヘッドストラップを含む眼鏡の部品及び附属品，永久磁石

第14類 身飾品，宝飾品，キーホルダー，時計，貴金属，宝石箱，記念たて

第16類 ポスターを含む印刷物，子供用書籍，音楽及び娯楽に関する書籍，シリーズになった空想小説本，漫画本，カーバンパーステッカー，ステッカー，カレンダー，筆箱，アクティビティーブック，バインダー，ノートブック，文房具，ノートパッド，便せん，鉛筆，マーカー，消しゴム，筆記用具，目盛りのついていない定規，文鎮，紙製コースター，しおり，ブックカバー及びホルダー，紙製ランチョンマット，写真アルバム，アドレス帳，ファンクラブのニューズレター，葉書，グリーティングカード，版画，複製画，子供向けのアクティビティーブック及び絵本，写真，イベント用プログラ

ム、歌集、楽譜集、絵本、転写紙、音楽及び娯楽の分野に関する雑誌・ニューズレター・小冊子・パンフレット、リトグラフ、貴金属製のレターオープナー、貴金属製のしおり、紙製包装用容器

第18類 かばん類、袋物、札入れ、財布、かさ、携帯用化粧道具入れ

第21類 食器類、カップ、ジョッキ、ワイングラス、くし、コンパクト、その他の化粧用具、コースター、アイスペール、べんとう箱、こしょう入れ、塩振出し容器、鉢、盆、水筒、ろうそく立て、貯金箱（金属製のものを除く。）、香炉

第25類 ワイシャツ類及びシャツ、ジャケット、セーター、ズボン及びパンツ、ベルト、ソックス、スウェットシャツ、ジャージー製被服、ショーツ及び半ズボン、ジョギングスーツ、スウェットパンツ、その他の被服、帽子、スカーフ、手袋、コート、メリヤス下着、メリヤス靴下、ネクタイ、雨衣、水泳着、寝巻き類、バスローブ、保温用下着、ヘッドバンド、リストバンド、履物、子供用の仮装用衣服、ロールプレイングゲームに使用する仮装用衣服、ダンス靴、ダンスに使用する衣服、仮装用衣服、幼児用被服、幼児靴、アームバンド

第26類 頭飾品、衣服用バッジ（貴金属製のものを除く。）、衣服用バックル、衣服用ブローチ、ワッペン、装飾用バッジ（ボタン）、衣類装飾用布パッチ、靴ひも、かつら

(別紙)

ウェブサイト目録

- 1 <省略>
- 2 <省略>
- 3 <省略>
- 4 <省略>
- 5 <省略>
- 6 <省略>

(別紙)

廃棄品目録

- 1～24 <全部省略>

POWER OF ATTORNEY

AN AGREEMENT BETWEEN:

MICHAEL JACKSON

&

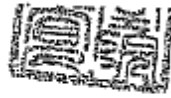
A

I, Michael Jackson, from this 27th day of July 1998, hereby appoint Mr. A as my sole and exclusive business partner in Japan. After today's successful press conference held at the Okura Hotel, Mr. A is now in charge for the use and licensing of my name and image as described in Terms Of Rights below.

Terms Of Rights

- The right to use my name as follows Michael J. Jackson, and Michael Joseph Jackson, and Michael Jackson, and MJ, and MJJ
- The right to use my image in the form of art, animation, holograms, and any other means that may be used to express my image.
- These rights in no way allow the use of my music, which must be licensed separately from the rightful owner.

For the next 25 years, Mr. A alone is given the right and permission to use my name and image for business and promotional purposes in Japan and throughout



Asia, as well as in promoting our planned toy stores and theme parks. Usage of my name can be defined below in Category of Rights Usage:

Category Of Rights Usage:

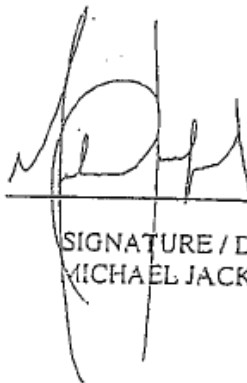
- Concerts, Promotion of theme parks, promotion of toy stores, promotion of concerts, and any other events in which include my Name and or image in the theme of the event
- Clothing, accessories, and all other types of merchandise
- The use of my name and image for figurines, toys,
- The use of my name and image as an attachment to any consumer good:
- The use of my name and image for gaming products, animation in gaming products, animation for other licensing purposes
- The use of my name and image for restaurant venues, lounges, night clubs, and any other venue.
- The use of my name and image for all and any licensing purpose may be granted by Mr. A throughout Japan and Asia.

Any use of my name/ and or image in Asia, which is outside of Mr. A's jurisdiction within the next 25 years, will not be permitted by myself.

I hold the right, as a creative partner, to have fair say in the use of my name and image, as well as a stake in any business transaction that takes place involving my name and image.



By signing this document with Mr. A, I hold the above statements to be true and pledge this as a binding agreement between Mr. A and myself, and I wish him the best in using my name and image to the highest of his ability.


7.27.98
SIGNATURE / DATE
MICHAEL JACKSON

A
7.27.98
SIGNATURE / DATE
A

権限書

マイケル・ジャクソン

と

A

両氏の間における合意書

私“マイケル・ジャクソン”は、本日1998年7月27日から、A氏を日本における唯一の独占的なビジネスパートナーとして任命する。本日のホテルオークラにおける成功した記者会見以降、松浦良右氏を以下の権利項目に列記する私の名前とイメージや画像・映像についての権利利用及びライセンス許諾の責任者とする。

権利項目

- 私の名前、すなわち“Michael J. Jackson”“Michael Joseph Jackson”“Michael Jackson”、そして“MJ”及び“MJJ”の使用権。
- アート、アニメーション、ホログラム、その他私のイメージを表現するために用いられる全ての形態による私のイメージの使用権。
- これらの権利は、私の音楽の使用を何ら認めるものではない。音楽については、正当な権利者から別途ライセンスを受けなければならない。

この先25年間、唯一A氏が、日本及びアジア全域において商興業を目的とする私の名前及びイメージの使用権限を与えられるものとし、また私たちの計画にある玩具ストアやテーマパークのプロモーションも同様とする。尚、私の名前の使用法は、以下の権利使用のカテゴリーにおいて規定される。

権利使用のカテゴリー

- コンサート、テーマパークのプロモーション、玩具ストアのプロモーション、コンサートのプロモーション、私の名前やイメージをテーマとして含む何らかのイベント
- 衣類やアクセサリ、またその他全てのタイプの商品
- フィギュア、玩具において私の名前やイメージを使用すること
- 消費者向け商品に私の名前やイメージを添付して使用すること
- ゲーム商品、ゲーム商品におけるアニメーション、その他ライセンス目的のアニメーションにおいて私の名前やイメージを使用すること
- レストラン、ラウンジ、ナイトクラブ、その他の場所において私の名前やイメージを使用すること
- あらゆるライセンスを目的として日本とアジアにおいて私の名前やイメージを使用することは、A 氏により許諾されうる。

アジアにおける私の名前／イメージのいかなる使用も、この先25年間は A 氏の管轄の外にあり、私の許可によるものではない。

私は創造的なパートナーとして 私の名前やイメージの使用につき正当な発言をする権利を保持し、また私の名前やイメージを含む形で行われる全ての商取引における権利も保持する。

権利使用のカテゴリー

- コンサート、テーマパークのプロモーション、玩具ストアのプロモーション、コンサートのプロモーション、私の名前やイメージをテーマとして含む何らかのイベント
- 衣類やアクセサリ、またその他全てのタイプの商品
- フィギュア、玩具において私の名前やイメージを使用すること
- 消費者向け商品に私の名前やイメージを添付して使用すること
- ゲーム商品、ゲーム商品におけるアニメーション、その他ライセンス目的のアニメーションにおいて私の名前やイメージを使用すること
- レストラン、ラウンジ、ナイトクラブ、その他の場所において私の名前やイメージを使用すること
- あらゆるライセンスを目的として日本とアジアにおいて私の名前やイメージを使用することは、A 氏により許諾されうる。

アジアにおける私の名前／イメージのいかなる使用も、この先25年間は A 氏の管轄の外にあり、私の許可によるものではない。

私は創造的なパートナーとして 私の名前やイメージの使用につき正当な発言をする権利を保持し、また私の名前やイメージを含む形で行われる全ての商取引における権利も保持する。

この書面に、A 氏と共にサインするにあたって、私は上記項目が真実であることを確認し、松浦良右氏と私を拘束する合意であることを約し、また、彼が最大限の能力を発揮し、私の名前やイメージを最善の形で用いることを祈念する。

.....(署名)..... 98/7/27

署名/日付

マイケル・ジャクソン

.....(署名)..... 1998年7月27日

署名/日付

A